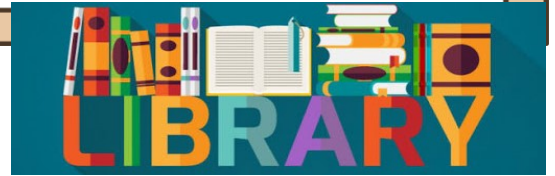


和地ひとみレポート No.365

東大和市立図書館条例の一部改正の骨子 より魅力的な図書館にするために



■2016年から検討した結果

…9月1日、「東大和市立図書館条例の一部改正の骨子」について市教育委員会から市議会に説明がありました。現在、東大和市には『中央図書館』、『桜が丘図書館（地区館）』、『清原図書館（地区館）』の3つの図書館がありますが、すべての図書館の開館時間は10時から17時まで。隣接市の図書館が、一部19時まで開館していたり、閉館日も東大和市よりも少ない状況などから、市には、開館日と開館時間について拡大してほしいという要望がかねてから寄せられていました。…そこで、市立図書館では平成28年（2016年）10月から具体的な検討を開始。検討をするにあたり、厳しい財政事情のため新たな人員や経費の増が見込めない中、社会状況や地域の実情に見合った開館日および開館時間はどのような内容にすべきかをまず定めることにしたとのこと。そして、東大和市立図書館協議会からの答申や、隣接市の状況と利用者アンケート等を参考に、以下の見直し案を設定したとのこと。

【設定した見直し案】

- ・清原図書館の休館日を週1日とする。
- ・桜が丘図書館の夜間開館を週2日実施する。
- ・祝日（年末年始を除く）は開館する。

…そして、この見直し案を実現する方法として「現体制＝市の直営」と「指定管理者制度の導入＝民間に運営を委託することの導入」の両面について検討した結果、市の直営での見直し案への対応は困難だが民間のノウハウを活用すれば＝指定管理者市制度の導入をすれば可能であると判断。教育委員会の承認後、市長へ検討結果を報告し、指定管理者制度の導入の準備を進めることとしたそうです。…この指定管理者制度の導入のためには、必要事項を東大和市立図書館条例の内容に入れる等の条例の改正が必要で、今回、示されたのがこの条例改正の骨子です。

■条例改正の骨子は…対象は地区館のみ

…今回示された「東大和市立図書館条例の一部改正」については、条例改正なので市議会の議決が必要です。

市は、この改正内容についてのパブリックコメントを令和2年9月7日～10月6日まで受け付け、その意見を整理したのち、最終的な条例改正の内容を確定。来年2月末から開かれる令和3年第1回市議会定例会に議案として提案する予定とのこと。その条例改正の主な内容＝骨子は以下の通りです。



【東大和市立図書館条例の一部改正の骨子】

①開館時間及び休館日について

- ・開館時間及び休館日の内容を東大和市立図書館運営規則から移行し、規定する。変更内容については、地区館のみを対象としたもので、以下の表のとおりとなる。

◇桜が丘図書館

	改正前	改正後
開館時間	・日曜、月曜、水曜、木曜、金曜、土曜 10時～17時	・日曜、火曜、木曜、土曜、祝日 10時～17時 ・水曜日と金曜日 10時～19時
休館日	・火曜 ・祝日 （土、日と重なった場合は開館） ・第3木曜 ・特別資料整理期間 ・年末年始	・月曜（祝日は開館） ・祝日の翌日 （土、日と重なった場合は火曜日） ・第3木曜 ・特別資料整理期間 ・年末年始

◇清原図書館

	改正前	改正後
開館時間	・日曜、水曜、木曜、金曜、土曜 10時～17時	・日曜、火曜、水曜、木曜、金曜、土曜、祝日 10時～17時
休館日	・月曜、火曜 ・祝日 （土、日と重なった場合は開館） ・第3木曜 ・特別資料整理期間 ・年末年始	・月曜（祝日は開館） ・祝日の翌日 （土、日と重なった場合は火曜日） ・第3木曜 ・特別資料整理期間 ・年末年始

①その他運営規則から条例に移行する事項について

- ・図書館の事業内容と、図書館への入館等の利用の制限についての規定

②指定管理者制度の導入に係る事項について

- ・地区館の運営を指定管理者が行うことについての規定
- ・指定管理者の指定手続についての規定
- ・指定管理者が行う業務内容についての規定
- ・指定管理者が行う法令順守、適切なサービスの提供、個人情報取扱い等についての規定
- ・指定管理者から教育委員会に対する業務の報告についての規定
- ・指定管理者の指定の取消しおよび業務停止命令についての規定

（裏面に続く）

■指定管理者制度とは…

…今回の条例改正で図書館の地区館に導入しようとしている指定管理者制度。これは、2003年に導入された「公の施設を民間に運営してもらう」ための制度。公園や道路、図書館や温泉など、住民福祉を目的として自治体が設置する「公の施設」を効率的に運営するためにノウハウを持った民間やNPOに運営を任せる制度で、住民や利用者にメリットを提供できると考えられて導入されました。そして東大和市でも『東大和市民会館（ハミングホール）』、『体育館や野球場等の体育施設』、『高齢者在宅サービスセンター等』でこの指定管理者制度を導入し、民間事業者に運営を委託しています。

…この指定管理者制度が国で導入されて17年余りが経過しますが、このメリットについては「民間事業者が蓄積したノウハウにより、多様化する住民ニーズに応えた企画・アイデアを生かし、従来の自治体にはないサービスを提供することにより、利用者満足度の向上につながる。また、指定管理者の選定手続きを公募とすることで、民間事業者間の競争原理に基づき自治体の経費縮減につながる可能性がある。」ことが主に挙げられています。一方、デメリットについては「施設を所有する自治体と実際にサービスを提供する指定管理者が別主体であるため、自治体が運営の意識を持ちにくくなる危険性や、その施設で直接住民に顔を合わせるのが指定管理者であることから、住民の要望が自治体に伝わるのに時間がかかり、速やかに対応できない場合があること。また、経費縮減の優先によるサービスの質の低下が生じたり、指定期間ごとに指定管理者が変わることによって、提供するサービスに継続性や連続性を保ちにくくなったりする。」ことが挙げられています。また、業務を請け負う指定管理者＝民間やNPO法人側からは、一定の期間で契約が切れ、契約が継続される保証がないことから、正職員などの雇用がしづらくノウハウの蓄積や継続性が維持できないという問題も挙げられており、一定のスケール（いくつかの施設を請け負う）を持った民間事業者等でないと、対応が難しいということもあるようです。

■図書館はただの貸本施設ではないから…

…図書館というと、“書籍等を無償で貸してくれるところ”という印象が強いと思いますが、様々な図書館の中の公立図書館については、図書館の設置・職員・運営などについては図書館法という昭和25年にできた法律に基づいて行っています。図書館で無償で書籍が借りられるもの、この法律で国民の誰もが自由に必要な本に触れられるよう、本の無料貸し出しなどを定めているからです。…一方、公立図書館の重要なサービスの一つが“レファレンス”。これは利用者が必要な資料について司書という専門の人が専門的な立場で見つけてくれるサービスで、地方自治体の図書館では、地域特有の事情や歴史、また、住民のニーズに応じて助言してくれたり、情報を提供してくれたりする重要なものです。

…もう一つ、公立図書館で重要とされているのが“選書”。限られたスペースにどのような書籍、資料を保管するか。また、利用者ニーズに対応するだけでなく、広く＝偏ることなく書籍を選定するというのも重要です。

…実は、今回の東大和市立図書館への指定管理者制度導入については、前述の指定管理者制度導入のデメリットのほかに、図書館特有の心配な点、すなわち、レファレンスと選書について指定管理者に任せられるのかと反対する声も多く出ており、よって、今回の指定管理者制度導入について、市立図書館は4年近く議論を重ねてきました。結果、東大和市では中央図書館は直営を維持して、地区館のみで指定管理者制度を導入することになり、これらの点について以下の方向性を条例改正の骨子で示しています。

【指定管理者と中央図書館の役割分担】

◆選書

地区館からは、第一次選定のリストを提出してもらい、最終的には中央館で決定し購入する。

◆除籍

引き抜き作業は地区館も行うが、最終的な除籍はすべて中央館で行う

◆レファレンス

端末等により、その場で確認できる簡易なレファレンスは地区館においても行う。ただし、難度の高いレファレンスは中央館で対応する。

■先進事例から学び、より良い形に

…（公社）日本図書館協会の全国の最新調査（2019年）では、2019年度導入予定まで含めると『特別区』124館、『政令指定都市』66館、『市』355館、『町村』68館が指定管理者制度を導入しており、今後2020年度以降に導入を予定している市区町村が22あるとのことです。そして多摩26市では、稲城市、青梅市、立川市、東久留米市、武蔵野市が導入しています。

…指定管理者が運営する公立図書館で賛否両論報道され話題になったのが「TSUTAYA 図書館」。問題点は様々挙げられていましたが、図書館運営のノウハウ不足からか、選書と図書のカテゴリ等、図書館運営の基本について問題とされました。一方、良い点とされていたのが集客力。カフェと図書館、書店が一体となったライブラリー・カフェとして注目され、H13年4月から「TSUTAYA 図書館」となった佐賀県武雄市の図書館では、H14年の来館者が以前の3倍以上の約80万人に増えたとされています。

…東大和市は、地区館のみ指定管理者制度を導入するという“折衷案”を取り入れた形になりましたが、民間のノウハウという点では開館時間の増強以外にもあるのでは。図書館利用者が良くなったと感じ、また、新たな利用が増えるような魅力的な図書館にすることが真の目的のはず。先進事例から様々なことを学び、より良い形を作り上げることを期待します。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

【プロフィール】「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。/「学校」の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク（※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換）に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。/『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。現在3期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。



東大和市 市議会議員

和地 ひとみ

■ 連絡先

和地 ひとみ事務所

HP : <http://www.wachi1103.jp>

✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp

【電話・FAX】 042-516-8546

〒207-0005 東大和市高木 3-274-2-102